

資 料

手話通訳技能認定試験における試験科目と出題基準等

厚生労働大臣公認手話通訳技能認定試験「受験の手引き」（平成17年度）より抜粋

IV 試験科目

学科試験の科目	実技試験の科目
障害者福祉の基礎知識	聞取り（手話への）通訳
聴覚障害者に関する基礎知識	読取り（口頭、筆記）通訳
手話通訳のあり方	
国語	
手話の基礎知識	

V 出題基準等

1. 学科試験

(1) 障害者福祉の基礎知識

手話通訳を行う者は、社会福祉全般の枠組みの中における障害者福祉を理解し、対人援助に関する基本的知識等が必要とされる。従って、総合的な社会福祉全般に関する知識及び理解度を問うため、次の各項目等について出題する。

① 障害者福祉の理念等の動向

リハビリテーション、ノーマライゼーションの理念など

② 障害の概念と障害者の実態

障害者の概念と範囲、障害者の実態など

③ 障害者福祉の施策の現状

ア 障害者福祉の制度、実施体制、動向など

イ 障害者のリハビリテーション

医学、社会、心理、職業など

ウ 障害者の社会生活

障害者福祉サービス、援助活動など

(2) 聴覚障害者に関する基礎知識

手話通訳を行う者は、聴覚障害の特性と聴覚障害に起因するさまざまな問題を理解していないと適切な通訳ができない。また、聴覚障害者の社会参加を促進するために、福祉、教育、労働等の領域でなされているさまざまな取り組みを知っておく必要があるため、次の各項目等について出題する。

① 聴覚障害の基礎知識

ア 聴覚障害とその特性

ろう、難聴、障害の原因、聞こえの程度など

イ 聴覚障害に起因する生活上の諸問題

コミュニケーション障害、情報障害、生活障害など

ウ 聴覚障害と重複障害

重複障害の現状など

② 聴覚障害者の福祉と運動

ア 聴覚障害者福祉の現状

聴覚障害者福祉の歴史、現状、動向など

- イ 聴覚障害者運動の現状
 - 聴覚障害者運動の歴史、現状、動向、課題など
- ③ 聴覚障害者の自立と社会参加
 - ア 聴覚障害者と教育
 - 学校教育、職業教育、生涯教育
 - イ 聴覚障害者とコミュニケーション方法
 - 手話、口話、筆談など
 - ウ 聴覚障害者と社会生活
 - 聴覚障害者の就労など
 - エ 聴覚障害者と援助サービス
 - 補助具、社会的資源、援助活動など
- (3) 手話通訳のあり方

通訳は、相互の意志伝達が困難な人々間のコミュニケーションを仲介する行為である。そして、実際の通訳場面では両者の意見や立場を知り得る唯一の人として重要な役割を担う。従って通訳者は、公正な態度、さまざまなことを理解する知識及び高い通訳技術を求められるので、その役割と通訳の技能及び通訳者としても身に付けておくべき一般教養を評価するために次の各項目等について出題する。

 - ① 手話通訳者の役割
 - ア 聴覚障害者のニーズと手話通訳者の役割など
 - イ 手話通訳者の倫理と責務など
 - ② 手話通訳の理論
 - ア ノンバーバルコミュニケーション、ことばと社会など
 - イ 手話通訳の方法と種類、特徴など
 - ③ 手話通訳の実際
 - ア 手話通訳実施上の留意点など
 - イ 手話通訳の技法など
 - ④ 手話通訳者としての一般教養
 - ア 時事問題など
 - イ 対人サービスの心得など
- (4) 国 語

一般に、通訳者は、通訳すべき話の内容を正確に理解し、把握したうえで、的確に言い換えたり、まとめたりして、通訳しなければならない。このためには、まず、国語についての確実な基礎知識とともに、その理解力や運用能力が必要である。従って、総合的な国語力を問うため、次の各項目等について出題する。

 - ① 発音のしかた、音の区別、アクセントなど
 - ② 単語
 - 言葉の意味、類義語、同音異義語、和語、漢語、外来語、新語、慣用句など
 - ③ 文法
 - 品詞、文の構造など
 - ④ 文字
 - 漢字、仮名遣い、表記法など

⑤ 表現法

敬語の使い方、諸種の文章の書き方など

⑥ 文章読解

やや長文の論理的な読解・要約など

(5) 手話の基礎知識

手話に関する知識、手話の基本的語句及び手話の表現の理解度を評価するために、次の各項目等について出題する。

① 手話の知識

ア 手話の歴史

イ 手話の基本的しくみ

② 手話の基本的語句の理解

日本で現在一般的に使用されている語句を写真で提示し、その意味を問う

③ 手話の表現の理解

公的機関での手続き、病院での面接など手話による文例を写真で示し、その意味などを問う

2. 実技試験

オーディオカセットテープレコーダー、ビデオカセットテープレコーダーを使用して、問題を提示し、音声語を手話に、手話を音声語に通訳させて、手話通訳者としての知識、技能及び資質を評価します。

(1) 聞取り（手話への）通訳

あらかじめ、録音した音声語による試験問題を再生して提示します。

受験者は、この音声語を聞きながら、前方に設置されているビデオカメラに向かって手話で同時通訳します。

① 出題内容

講演、相談、医療、文化活動等についての内容に関する2分程度の問題を2問出題します。

② 試験方法

受験者は、仕切りによって区分された所定の位置に立ち、聞こえてくる音声語をビデオカメラに向かって手話に通訳します。その手話をビデオカメラで収録し、受験者ごとに採点評価します。

③ 採点評価

採点は、出題の内容が正確に通訳されているか否かの「正確さ」の評価と、手話表現の「技能」の評価を併用して行います。技能の評価は、次の各項目について行います。

ア 表現力 表現が分かりやすく、語句の選択が適切であり、動作に緩急・強弱などを加えて通訳しているか。

イ 円滑性 表現全体を通して流れが滑らかで、間のとり方が適切であるか。

ウ 速さ 手話表現が音声語から時間的にずれすぎていないか。

エ 態度 視線、身のこなし、伝達への意欲など通訳するときの態度が良好か。

(2) 読取り（口頭）通訳

あらかじめ、録画した手話の表現による試験問題を再生して、テレビ画面に提示します。

受験者は、その手話を見ながら、前方に設置されているマイクに向かって口頭で同時通訳します。

① 出題内容

講演、相談、医療、文化活動等についての内容に関する2分程度の問題を1問出題します。

② 試験方法

受験者は、試験会場内の個室のイスに着席し、前方に設置されたテレビ画面の手話をマイクに

向かって口頭で同時通訳します。

試験問題を提示したビデオカセットテープに、この口頭通訳の音声をアフターレコーディング（アフレコ）し、採点評価します。

③ 採点評価

採点は、出題の内容が正確に通訳されているか否かの「正確さ」の評価と、口頭での「表現能力」の評価を併用して行います。表現能力の評価は、次の各項目について行います。

ア 表現力 手話の強弱等ニュアンスも含めて正しく音声語に反映して表現しているか。

イ 速さ 音声表現が手話から時間的にずれすぎていないか。

ウ 明瞭性 発音・発語が明瞭で、聞き取りやすいか。

(3) 読取り（筆記）通訳

あらかじめ、録画した手話の表現による試験問題を再生して、テレビ画面に提示します。

受験者は、テレビ画面に映し出された手話を見ながら、必要に応じてメモをとるなどして、試験問題の提示終了後、手話で表現された内容を解答用紙に清書します。

① 出題内容

講演、相談、医療、文化活動等に関する2分程度の問題を1問出題します。

② 試験方法

受験者は、所定のイスに着席し、前方に設置されたテレビ画面の手話を見ます。

この時、必要に応じて、備え付けのメモ用紙を自由に使ってメモすることができます。

試験問題提示終了後10分間で、手話で表現された全内容を解答用紙に清書します。この解答用紙を採点評価します。なお、メモ用紙も回収します。

③ 採点評価

採点は、出題の内容が正確に通訳されているか否かの「正確さ」の評価と、文章表現の「適切さ」の評価を併用して行います。適切さの評価は、次の各項目について行います。

ア 表現力 使用語彙が適切で、文脈のつながりが適切か。

イ 記述力 誤字・脱字はないか。

3. 合格基準

学科試験

次の2つの条件を満たした者を学科試験の合格者とする。

ア 5科目の総得点の60%程度を基準として、必要に応じて問題の難易度で補正した点数以上の得点を得た者。

イ アを満たした者のうち、以下の特定する2科目のそれぞれにおいて、60%以上の得点を得た者。

- ① 国語 ② 手話の基礎知識